

1 審議会名	上田市行政不服審査会
2 日 時	令和2年8月26日 午後1時30分から午後2時15分まで
3 会 場	市役所本庁舎 3階 第一応接室
4 出 席 者	織英子委員、清水敏彦委員、六川栄理子委員
5 市側出席者	土屋市長、中村総務部長、小野沢総務課長、坂口文書法規係長、岩崎文書法規係主査、森田文書法規係主事
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍 聴 者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和2年8月26日

## 協 議 事 項 等

## 1 開会（総務部長）

## 2 人事通知書の交付

- ・出席委員に土屋市長から人事通知書を交付。

## 3 市長あいさつ

## 4 自己紹介

- ・委員、事務局の順に自己紹介。

## 5 会長の選出

- ・委員から織委員を会長にとの推薦があり、了承された。

## 6 会長あいさつ

## 7 会長代理の指名

- ・織会長から清水委員を指名し、了承された。

## 8 議 事

## (1) 行政不服審査制度について

- ・事務局から行政不服審査制度の概要、審査会の役割等について説明。
- ・意見・質問等：なし

## (2) 審査会の運営について

- ・事務局から会議の公開、議事録の作成について説明。
- ・意見・質問等：次のとおり。

(会 長) 審査会の会議の公開についてだが、調査・審議の過程については、個人情報・法人情報等が含まれることが想定されることから、原則非公開とすることでよいか。

(各委員) 異議なし。

(会 長) 次に、審査会の答申内容は、公表することとし、公表の方法は、上田市のホームページ及び総務省が運営している行政不服審査裁決・答申データベースに掲載することとしてよいか。

(各委員) 異議なし。

(3) その他

(事務局) 現時点で審査案件は出ていないため、審査案件が出てきたら委員に連絡するとともに、会議の日程を調整することとなる。

(会 長) 審査会の開催について、近頃コロナウイルス感染症が流行していることから、審査案件が発生した場合には、インターネットを用いてオンラインで開催することは可能か。

(事務局) 行政不服審査会を含め、市の附属機関の全体的な事項については、総務部の行政管理課が所管している。今までも行政不服審査会以外の審査会について、インターネットを用いてオンラインで審査会を開催した実績があるが、その際、音声聞き取りづらい等の意見をいただいている。現在インターネットを用いたオンラインによる審査会の開催について、検討しているところであるが、可能となるよう前向きに検討していきたい。

(会 長) 行政不服審査制度においては、標準審理期間の努力義務が課されていることから、審査会の開催を延期するということが難しい事態も想定され、個人情報や機密情報の保護が図られることが条件であるが、場合によってはインターネットを用いてオンラインによる審査会を開催することとしてよいか。

(各委員) 異議なし。

9 閉 会